

令和2年2月20日

高松信用金庫

「新型コロナウイルス対策緊急融資」の取扱開始ならびに 「新型コロナウイルス相談窓口」の設置について

この度の新型コロナウイルス感染症により、影響を受けられた皆様方へ、心からお見舞い申し上げます。

高松信用金庫は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、直接的または間接的に影響を受けている事業者様の資金需要にお応えするため、下記緊急融資の取扱いを開始いたします。

また、あわせて新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けられた、または受ける可能性のあるお客様の相談窓口を下記の通り開設いたします。

当金庫は今後も、企業の資金調達の安定化ならびに地域経済の発展に積極的に貢献してまいります。

記

1. 「新型コロナウイルス対策緊急融資」

(令和2年2月20日現在)

項目	内容
名称	「新型コロナウイルス対策緊急融資」
取扱開始日	令和2年2月20日(木)
融資対象者	下記の条件をいずれも満たすお客さま ・当金庫の営業区域内で事業を2年以上営む法人および個人事業主で当金庫の会員資格を有する方 ・新型コロナウイルス感染症により、直接的または間接的に影響を受けている方
資金用途	運転資金、設備資金
融資限度額	5,000万円以内(10万円単位)
融資形態	証書貸付、手形貸付
融資期間	証書貸付…運転資金7年以内(据置期間6ヶ月以内) 設備資金15年以内(据置期間1年以内) 手形貸付…1年未満
返済方法	証書貸付…毎月元金均等分割弁済 手形貸付…期日一括返済
融資利率	当金庫所定の利率
担保	個別に決定させていただきます。
保証人	個別に決定させていただきます。

2.「新型コロナウイルス相談窓口」

(令和2年2月20日現在)

項目	内容
名称	「新型コロナウイルス相談窓口」
開設日	令和2年2月20日(木)
受付場所	当金庫の本支店融資窓口
相談受付内容	運転資金等の緊急の借入相談及び既存借入金の条件変更等のご相談をお受けします。

以上